

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成25年岩手県告示第222号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1～5 [略]</p> <p>6 東北地方電線類地中化協議会又は東北地方無電柱化協議会において策定された無電柱化推進計画に基づき、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けて設置する柱状型機器（通常の上空に設置する変圧器、電源供給器、幹線増幅器等に比べ小型等のものであって景観の整備に配慮した形状のものをいう。）の支持柱（景観に配慮したものに限る。）</p> <p>7 [略]</p>	<p>1～5 [略]</p> <p>6 東北地方電線類地中化協議会又は東北地方無電柱化協議会において策定された無電柱化推進計画に基づき、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「<u>占用の許可</u>」という。）を受けて設置する柱状型機器（通常の上空に設置する変圧器、電源供給器、幹線増幅器等に比べ小型等のものであって景観の整備に配慮した形状のものをいう。）の支持柱（景観に配慮したものに限る。）</p> <p>7 [略]</p> <p>8 <u>飲食物等の提供のための仮設の施設であって、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置として知事が別に定める措置が講じられているもの（市町村その他知事が別に定める団体が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受ける飲食店等を支援するために占用の許可を受けて設置されるものに限る。）</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	